

# 休日保育のご案内



HPはこちら

日曜日や祝日などの施設が閉所している日に、仕事により家庭で保育ができないお子さんを保育します。

## ● 実施日

日曜日、祝日、12月29日、30日の施設が閉所している日  
(12月31日から1月3日までは、休日保育を実施していません。)

## ● 利用時間

午前7時から午後6時まで(延長はありません。)

## ● 実施場所

すずらん保育所 住所：帯広市柏林台西町5丁目1番地2  
電話：0155-36-2389

## ● 利用できる児童(下記の施設に入所する児童)

- ① 認可保育所、認定こども園<sup>※1</sup>(特定教育・保育給付認定の2・3号の児童のみ)、  
小規模保育所(市の認可を受けた施設)、事業所内保育所(市の認可を受けた施設)  
※1 施設等利用給付認定の新2・3号の児童は利用できません。

## ② 児童保育センター

## ● 利用料金(1人当たり一日)

・利用料は、利用日当日の登所時に、すずらん保育所でお支払いいただきます。

上記①の児童：無料(ただし、12月29日、30日は2,000円<sup>※2</sup>)

上記②の児童：2,000円<sup>※2</sup>

※2 同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、2人目は1,000円、3人目以降は無料)

・令和8年7月以降は、原則として、キャッシュレス決済によりお支払いをお願いいたします。

(クレジットカード(VISA・JCB・MasterCardほか)、PayPay、auPAY、d払い、メルペイをご利用いただけます。)

## ● 利用の申込

・毎月、利用希望月の前月20日まで(20日が日・祝の場合、前日の施設開所日)に「休日保育利用者登録台帳<sup>※3</sup>」と「休日保育利用日申込書<sup>※4</sup>」を入所している施設へ提出してください。(4月利用分については、3月19日(木)を申込み締切日といたします。早めの申込にご協力をお願いいたします。)

・後日、「休日保育利用決定通知書」によりご利用日をお知らせいたします。

※3 「休日保育利用者登録台帳」は、毎年度、初回の利用時のみご提出いただきます。

※4 「休日保育利用者登録台帳」と「休日保育利用日申込書」の用紙は、入所している施設に置いています。

## [ 各月の締切日 ]

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	R9.1月分	R9.2月分	R9.3月分
3/19	4/20	5/20	6/20	7/18	8/20	9/19	10/20	11/20	12/19	R9/1/20	R9/2/20

## ● 持ち物

お弁当、着替えなど(「休日保育利用決定通知書」に同封の「休日保育のしおり」をご覧ください。)

## ● その他、注意事項など

・子ども・子育て支援法により、ひと月あたりの保育必要量は週6日程度とされており、週7日の保育を受けることはできません。休日保育を利用した場合は、月～土の中で週休日を確保させていただきます。

・入所申込や現況届提出時にご提出いただいた就労証明書により利用要件を確認します。就労証明書において休日の就労が確認できない場合は、再度、休日の就労が確認できる就労証明書の提出をお願いします。

・利用申込が多い場合は、利用できないことがあります。

・12月29日、30日(年末休日保育)については、通常の休日保育とは別に申込が必要です。

申込方法などの詳細については、別途、11月頃にお知らせします。

